

## 疑義解釈（その7）歯科関連抜粋

### 看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

#### 【ベースアップ評価料】

問3 ベースアップ評価料について、患者等に対して説明する場合は、どのような対応をすればよいか。

(答) 厚生労働省のホームページに掲載しているリーフレット等を活用し、適切な対応をお願いしたい。

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)

### 歯科診療報酬点数表関係

#### 【歯科技工士連携加算、光学印象歯科技工士連携加算、歯科技工加算】

問4 歯科技工士連携加算（「M003」印象採得、「M006」咬合採得、「M007」仮床試適）、光学印象歯科技工士連携加算（「M003-4」光学印象）、歯科技工加算（「M029」有床義歯修理、「M030」有床義歯内面適合法）を算定する場合に、これらの加算に対して、歯科点数表第12部「歯冠修復及び欠損補綴」の「通則4」、「通則6」及び「通則7」に掲げる加算は算定可能か。

(答) 「通則4」、「通則6」又は「通則7」の該当する区分番号については算定可能。  
なお、「疑義解釈資料の送付について（その5）」（平成22年6月11日事務連絡）別添2の問5は廃止する。